

《鳴門市農業委員会 11月総会 議事録》

開催日時 令和6年11月26日(火) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1番 栗田 和美	2番 石園 順市	3番 稲木 伸顕
	4番 井上 富夫	5番 大西 善郎	6番 小川 佳
	7番 海山 貞佳	8番 川添 誠司	9番 小林 幸男
	10番 里見 廣治	11番 杉本 英昭	12番 高田 吉敏
	13番 竹村 昇	14番 中井 弘	15番 西川 公昭
	16番 西川 美鈴	17番 濱堀 秀規	18番 林 博子
	19番 藤江 厚子	20番 向 栄治	

議 案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について	1件
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	2件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について	
所有権移転	1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	12件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	3件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
⑤ 使用貸借解約について	1件
⑥ 非農地証明願について	1件
⑦ 地目照会について	1件

事務局長 それでは定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年11月の農業委員会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
 それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。
 委員定数20名の内、全員に出席していただいておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。
 進行につきましては大西会長よりよろしくお願いいたします。

大西会長 着座にて議事進行させていただきます。
 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
 議事録署名人は、16番 西川美鈴委員、17番 濱堀委員にお願いいたします。
 それではこれより、議案に基づき議事の進行をしてまいります。

 『議案第1号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
 まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局次長 <1. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
 ・ 申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。
 申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員 9番。本件は、今年1月定例会で許可した案件に関する変更申請です。
 申請人は、申請地を農家住宅及び農作業場に転用するため夫婦で共同申請し、1月26日付けで農地転用許可を受け、工事を進めて参りましたが、7月に夫が亡くなりました。そこで事業を継続するため、今回の申請となりました。また、新設する予定であった倉庫を一つ減らすため、土地利用計画の変更も同時に行います。
 事業計画では、造成等に関しては当初計画と同様です。変更点として、新設する倉庫が1棟減り、代わりにトラクター等の機械置場になり、移設される事務所、倉庫等の配置が少し変更されています。
 排水についても当初計画と同様です。
 ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局次長 申請地は、共栄橋から北東へ約500mに位置しており、周囲を宅地と農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当しております。
 1月の5条許可では申請人は持分10分の9の許可を受けていましたが、残りの10分の1については先ほど小林委員さんの説明のとおり、亡くなった夫が4条許可を受けていました。現在、土地の所有権10分の1については申請人がすべて相続していますが、転用許可については一身専属的な権利ということもあり、当然にその地位や資格が相続されるものではありません。今回の申請は、すでに許可している5条許可の事業計画変更を行い、申請人単独の新たな4条許可に移行するためのものとなっております。

資金計画について、当初の計画では亡くなった夫の借入金で賄う予定でしたが、今回は申請人の借入金で賄うこととなっております。周辺農地への影響も変更はないことなどから、事業計画については適当と認められます。
以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局次長 <2. 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 それでは申請番号1番について採決いたします。
承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で、『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局次長 <3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 2件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。

栗田委員 1番。本申請は大津町の複数地区にまたがっていますが、代表して意見を述べます。
申請地は、生前一括贈与により贈与税の納税猶予を受けていましたが、贈与者が亡くなり、農地を相続により取得したこととなったため、今回の申請となりました。
申請者は大津町で甘藷を生産する農家で、申請地は甘藷栽培及び家庭菜園を行っています。
今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。
審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
承認することにご異議ございませんか。

委員一同	<異議なし>															
大西会長	無いようでございますので、申請番号1番について原案どおり承認することといたします 次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。															
高田委員	12番です。申請者は甘藷を生産する農家で、申請地は全て甘藷が栽培されております。 今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。															
大西会長	ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号2番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。															
委員一同	<異議なし>															
大西会長	無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり承認することといたします 以上で議案第3号については全てご審議いただきました。 次に、『議案第4号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。 この案件について、事務局より説明をお願いします。															
事務局次長	<4. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について> 所有権移転 1件															
大西会長	ただいまの説明について質問・ご意見等あればお願いいたします。 質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。 『議案第4号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。															
委員一同	<異議なし>															
大西会長	『議案第4号』については原案どおり承認といたします。 次に、『議案第5号』報告事項に入ります。 報告事項については、事務局より一括しての説明をお願いします。															
事務局次長	<6. 報告事項 20件> <table border="0"> <tr> <td>① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>③ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法)</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>④ 農地法第18条第6項の規定による通知について (残存小作地の合意解約)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>⑤ 使用貸借解約について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>⑥ 非農地証明願について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地目照会について</td> <td>1件</td> </tr> </table>		① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	12件	② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件	③ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法)	3件	④ 農地法第18条第6項の規定による通知について (残存小作地の合意解約)	1件	⑤ 使用貸借解約について	1件	⑥ 非農地証明願について	1件	⑦ 地目照会について	1件
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	12件															
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件															
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法)	3件															
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について (残存小作地の合意解約)	1件															
⑤ 使用貸借解約について	1件															
⑥ 非農地証明願について	1件															
⑦ 地目照会について	1件															

- 大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
- 竹村委員 事務局に質問したいのですが、相続税の納税猶予について、私達の時は20年免除がありましたが、今は相続してから一生続くことになります。その場合、相続税の猶予を受けることがむしろ負担になってくるように思います。納税猶予を受けて30年ほど経ってから、会社員をしている子どもが相続した場合には多額の税金を払うようになってしまおうと思いますが、納税猶予を受けるのと受けないのと、どちらを選んだ方が得をするのでしょうか。
- 事務局次長 おっしゃる通り、相続税の納税猶予につきましては制度が新しくなり、納税猶予を設定すればその土地については継続して耕作を続けていただくという事になっております。代が替わって耕作をしなくなった場合には全部支払わなければならない可能性もあります。
- 竹村委員 その際に多額の税金であると子どもが支払えない可能性があります。そういたしますと、納税猶予を受けることは得をするものであるのでしょうか。
子が農業をしないのであれば意味のない話になると思います。
- 事務局次長 それに関しましては、相続した時点で相続税を支払った方がいいのか、それとも猶予を受けるのか、申請者の方に今後のことを考えて選択していただくようになります。
- 事務局長 相続税の控除の限度額が税制改正で3600万円まで減っています。分割についても、昔は毎年110万円ずつ贈与していけば無税で最後まで贈与できましたが、今はできません。それも10年後にどうなっているかはわかりません。
- 竹村委員 何割まで売ってもよいのですか。
- 事務局長 2割です。家庭ごとの財産の状況にもよります。宅地も含め多くの財産がある場合は分割を進めていく方がよいとも言えますし、農地でも市街化区域であればやめておいた方がよいと言えます。
- 竹村委員 それは評価額で決まるのですか。
- 事務局長 はい。評価額で決まります。税務署も評価額を参考にしております。
- 竹村委員 どちらがよいかわかりません。後継者がいるのであれば相続税猶予を受けた方が得であると思いますが、子が会社員をしていて納税猶予が打ち切りになった場合、税金を支払えません。そうなるのであれば、親が先に支払っておいた方がよいように思います。
- 事務局長 相続者が1人の場合はなおさら負担が大きくなるため、家庭ごとの判断となります。
- 竹村委員 それで困っている人もいます。後継者がいるのであれば猶予制度が使えますが、後継者がいない場合に困るので、どうすればよいか知っておく必要があります。
- 川添委員 利息も高いですから、猶予を受けた金額だけでなく、1年13%の利息が付いて驚くような金額になることもあると思います。2割は売れますが、10数年猶予を受けていた場合に、税金に利息が付くと猶予分だけでも大きな金額になります。

西川公昭委員 子が農地を相続した場合に、相続者が人に貸して農業を継続した場合は猶予を受けられるのですよね。

事務局次長 はい。利用権を設定すれば猶予を受けられます。

西川公昭委員 貸さずに放っておくと、1年以内に払わなければいけないのですよね。

事務局次長 猶予もしない場合はそうなります。

西川公昭委員 人に貸したりして農業を続けていれば、継続して猶予を受けられるということですね。

事務局次長 貸借方法は決まっておりますが、その形で猶予制度を活用することはできません。
借り手が見つからない場合は難しくなりますが。

事務局長 税務署もずっと待ってくれるわけではないので、市の手続きにかかる期間程度は待ってくださりますが、結局誰かが耕作をし続けなければいけないという足枷ができるということを考えると、どちらがよいかは人ごとの判断になると思います。

竹村委員 耕作放棄地になっていた場合に除外されるということはないですか。

事務局長 耕作放棄地になっていた場合は猶予打ち切りと判断されるので、そうならないようにしていただく必要があります。

西川公昭委員 市街化区域内についてはまだ20年で免除になりますよね。

事務局次長 その通りです。

大西会長 竹村委員、よいですか。

竹村委員 わかりました。良い勉強になりました。

大西会長 他にございますか。

無いようでございますので、これをもちまして令和6年11月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時35分
令和6年11月26日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 西川 美鈴

議事録署名者 濱堀 秀規